２０２２年１０月現在

総合口座取引規定（決済用総合口座取引規定）

1.（総合口座取引）

(1)　次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

①　普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じ）

②　期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）

③　定期積金

④　第２号の定期預金または第３号の定期積金を担保とする当座貸越

(2)　普通預金については、単独で利用することができます。

(3)　第１項第１号から第３号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

2.（取扱店の範囲）

(1)　普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。

(2)　期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預入れは一口１万円以上（ただし、中間利息定期預金によって作成される預金の預入れの場合を除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。

(3)　定期積金の掛金の払込みは当金庫所定の金額以上とし、定期積金の新規預入・解約は当店のみで取扱い、掛込入金は当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも取扱います。

3.（証券類の受入れ）

(1)　普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

(2)　手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

(3)　証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(4)　手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(5)　証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当金庫の店頭またはウェブサイトへの掲示その他相当の方法により示された所定の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

4.（振込金の受入れ）

(1)　普通預金には、為替による振込金を受入れます。

(2)　普通預金への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

5.（受入証券類の決済、不渡り）

(1)　普通預金に証券類を受入れたときは、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

(2)　受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は受入店で返却します。

(3)　前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6.（定期預金の自動継続）

(1)　定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。

ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・定期積金（兼担保明細）欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2)　継続された預金についても前項と同様とします。

(3)　継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。

ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

7.（預金の払戻し等）

(1)　普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続または定期積金の解約をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。

(2)　前項における普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続または定期積金の解約手続に加え、普通預金の払戻しを受けることまたは定期預金の解約、書替継続または定期積金の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続または定期積金の解約の手続を行いません。

(3)　普通預金から各種料金等の自動支払いをするときはあらかじめ当金庫所定の手続をしてください。

(4)　普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

8.（利　息）

(1)　普通預金（ただし、利息を付さない旨の約定のある普通預金を除きます。）の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）１，０００円以上について付利単位を１００円として、毎年３月と９月の当金庫所定の日に、当金庫の店頭またはウェブサイトへの掲示その他相当の方法により表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

(2)　定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

9.（定期積金の支払時期）

(1)　定期積金の給付契約金は、掛金の払込みが完了していない場合を除き、満期日に払戻請求書なしで普通預金へ入金します。現金で受取ることはできません。なお、払込み遅延の場合は満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。

(2)　普通預金へ入金したうえは、通帳記載の定期積金（総合口座定期積金入金控を含みます。）は無効とします。

10.（当座貸越）

(1)　普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金および定期積金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。

(2)　前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金および定期積金の合計額の９０％（１，０００円未満は切捨てます。）または、２００万円のうちいずれか少ない金額とします。

(3)　第１項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。

なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第１２条第１項第１号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

11.（貸越金の担保）

(1)　この取引に定期預金または定期積金があるときは、第２項の順序に従い、その合計額について２２３万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

(2)　この取引に定期預金または定期積金があるときは、後記第１２条第１項第１号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、定期預金を担保とする貸越利率と定期積金を担保とする貸越利率が同一の場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。貸越利率が同一となる定期預金または定期積金が数口ある場合も同様とします。

(3) ①　貸越金の担保となっている定期預金または定期積金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第２項により算出される金額については、解約された預積金の金額または（仮）差押にかかる預積金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

②　前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払

ってください。この支払いがあるまで前号の（仮）差押にかかる担保権は引続き存続するものとします。

12.（貸越金利息等）

(1) ①　貸越金の利息は、付利単位を１００円とし、毎年３月と９月の当金庫所定の日に、１年を３６５日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A　期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合その期日指定定期預金ごとにその「２年以上」の利率に当金庫所定の利率を加えた利率

B　自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に当金庫所定の利率を加えた利率

C　自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に当金庫所定の利率を加えた利率

D　変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合その変動金利定期預金ごとにその約定利率に当金庫所定の利率を加えた利率

E　定期積金を貸越金の担保とする場合その定期積金ごとにその約定利率に当金庫所定の利率を加えた利率

②　前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

③　この取引の定期預金および定期積金の全額の解約により、定期預金および定期積金のいずれの残高も零となった場合には、第１号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

(2)　貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の通用は当金庫が定めた日からとします。

(3)　当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年１４％（年３６５日の日割計算）とします。

13.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

(1)　通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

(2)　前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(3)　通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金もしくは定期積金の給付契約金等の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4)　届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

(5)　通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫の店頭またはウェブサイトへの掲示その他相当の方法により示された所定の手数料をいただきます。

14.（成年後見人等の届出）

(1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2)　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3)　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4)　前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5)　前４項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

15.（印鑑照合等）

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

16.（盗難通帳による払戻し等）　（注）個人の預金者のみの取扱いとさせていただきます。

(1)　盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約、書替継続による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

①　通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

②　当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③　当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2)　前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の３０日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、３０日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

(3)　前２項の規定は、第１項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)　第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

①　当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A　当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B　預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C　預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②　通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5)　当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第１項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6)　当金庫が第２項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7)　当金庫が第２項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

17.（即時支払）

(1)　次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。

①　支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき

②　相続の開始があったとき

③　第１２条第１項第２号により極度額をこえたまま６か月を経過したとき

④　住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき

(2)　次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

①　当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき

②　その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

③　定期積金掛金の払込みが６か月以上遅れているとき

18.（解約等）

(1)　普通預金口座を解約する場合には、通帳および総合口座定期積金入金控を持参のうえ、当店に申出

てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金および定期積金の記載がある場合で、定期預金または定期積金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）または定期積金の証書を発行します。

定期積金の場合、総合口座定期積金入金控と引換えに当該定期積金証書を返却します。

(2)　前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

(3)　前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①　預金者が口座開設申込時等にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②　預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

Ａ　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

Ｅ　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③　預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

Ａ　暴力的な要求行為

Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

Ｅ　その他前ＡからＤに準ずる行為

(4)　前項に基づく解約をした場合に、第１９条の差引計算等により、なお普通預金の残高があるときは、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

19.（差引計算等）

(1)　この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。

①　この取引の定期預金および定期積金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金または定期積金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

②　前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

(2)　前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とし、定期積金の利率はその約定利回とします。

20.（譲渡、質入れの禁止）

(1)　普通預金、定期預金および定期積金その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)　当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

21.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1)　定期預金および定期積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金および積金が第１１条第１項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

(2)　前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合は充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。

②　前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③　第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)　第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①　定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②　定期積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。

③　借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)　第１項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)　第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

22.（この取引に係る預金の休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（「休眠預金等活用法」）において、この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（普通預金規定（決済用普通預金規定）第１６条第２項、定期預金共通規定第１０条第２項、定期積金規定第１６条第２項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

23.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

(1)　この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2)　前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3)　預金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

①　この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

②　この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

③　この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④　この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4)　当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①　当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②　この預金について、第３項第２号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③　前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

24.（未利用口座管理手数料）

(1)　未利用口座管理手数料は、一定の期間預金者による所定の利用がない場合等、当金庫が別途定める未利用口座が対象となります。
(2)　未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらずに当金庫所定の方法により引落します。
(3)　預金残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、残高全額および利息をこの手数料に充当し、通知することなく口座を解約できるものとします。
(4)　ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。

25.（規定の変更）

(1)　この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
(2)　前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上